

笠間市議会議会運営委員会記録

令和6年8月23日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	西山 猛 君
副委員長	益子 康子 君
委員	内桶 克之 君
〃	田村 幸子 君
〃	石井 栄 君
〃	畑岡 洋二 君
〃	石松 俊雄 君
〃	大貫 千尋 君

欠席委員

なし

出席説明員

総務部長	後藤 弘樹 君
------	---------

出席議会事務局職員

議会事務局 長	山田 正巳
議会事務局 次長	堀内 恵美子
次長 補佐	鶴田 貴子
係 長	神長 利久
係 長	上馬 健介

議事日程

令和6年8月23日（金曜日）
午前10時00分開会

- 1 開会
- 2 案件

- (1) 令和6年第3回笠間市議会定例会について
- (2) 議会基本条例制定に伴う各会派からの意見の検討について
- (3) ハラスメント防止条例について

(4) その他

午前10時00分開会

○西山委員長 議会運営委員会委員の皆様、何かとお忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和6年第3回笠間市議会定例会の提出議案、会期日程及び議案等の取扱いについてを御協議いただきたくお集まりいただきました次第でございます。

○西山委員長 それでは会議に入ります。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に、総務部長、議会事務局より局長、次長、次長補佐、係長が出席しております。

本日の会議の記録は、書記の次長補佐をお願いいたします。

なお、議長につきましては、ベトナム出張のため欠席となっております。御承知おきをお願いいたします。

傍聴はおりません。

○西山委員長 それでは、これより協議事項に入ります。

(1) 令和6年第3回笠間市議会定例会についてを議題といたします。

最初に、①令和6年第3回笠間市議会定例会の招集告示についてであります。資料のとおり、本日招集告示がされたところであります。

次に、②提出議案等について、総務部長より説明を願います。

総務部長後藤弘樹君。

○後藤総務部長 令和6年度第3回定例会の現時点で資料の一覧のとおり、諸般の報告が1件、報告が1件、認定が5件、諮問2件、議案13件、合わせて22件を予定させていただいております。

それぞれの内容について概略を申し上げます。

提案1、諸般の報告、1番目につきましては、令和5年度に完了いたしました笠間市一般会計継続費に係る継続年度が終了した最終処分場建設事業についての精算報告をするものでございます。

2番目、3番目につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、一般会計、特別会計の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足率につきまして、監査員の意見を付して報告をするものでございます。

4 番目につきましては、債権管理条例に基づき令和 5 年度に放棄をいたしました非強制徴収債権の報告をするものでございます。

諸般の報告、5 番目につきましては、諸般の報告について、損害賠償の額を定めることにつきましては、令和 6 年 5 月 15 日に、笠間市日草場地内の市道を走行中、道路の陥没箇所に気づかず走行した際の左前輪タイヤホイールを破損したものでございまして、責任の割合は市が 30%、相手が 70%といたしまして、市は相手側に 3 万 699 円を支払うものの専決処分をしたものでございます。

提案の 2、報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、令和 6 年度一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、今年度新たに住民税非課税世帯となる世帯に対し、1 世帯当たり 10 万円とその世帯に属する児童 1 人当たり 5 万円を給付するため、予算措置が必要なため、歳入歳出予算の総額に 1 億 6,417 万円を追加する補正予算を 8 月 1 日に専決処分をしたものの報告でございます。

続きまして、提案の 3 から提案の 7 の認定第 1 号から認定第 5 号につきましては、令和 5 年度の一般会計、特別会計、市立病院事業会計、水道事業会計、工業用水事業会計、公共下水道事業会計の決算につきまして、地方自治法の規定により議会の認定に付するものでございます。

提案の 8、提案の 9、諮問第 4 号から諮問第 5 号の人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることにつきましては、令和 6 年 12 月 31 日に伊藤 晃氏が任期満了、また、青木みつ江氏の任期途中による退任により、法務大臣に推薦をしたいため議会の意見を求めるもので、伊藤氏の再任、稲見氏を新たに推薦したいため、諮問に付するものでございます。

続きまして、提案 10、議案第 56 号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、稲田駅、福原駅の無人化への移行に合わせまして、駅窓口とともに駐車場の管理業務を行ってまいりましたが、駐車場の利用の減少もあり、効率的な管理運営を図るため、稲田駅前、福原駅前駐車場並びに稲田駅前の駐輪場の利用料を無料化するための関係条例の改正でございます。

提案 11、議案第 57 号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険被保険者証の交付が 12 月 2 日をもって廃止されることに伴い、保険証の返納に応じない場合の過料に関する規定の改正を行うものでございます。

提案 12、議案第 58 号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、保育士、保育従事者の配置基準の見直しでございます。

提案の 13、議案第 59 号 工事請負契約の締結については、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第 2 条に規定する額を超えるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございまして、内容といたしまし

ては北川根小学校改修工事でございます。契約の予定額が５億３８０万円、契約の相手方がコスモ綜合建設株式会社でございます。

提案の１４、議案第６０号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議については、一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。森林環境税及び森林環境譲与税の法律施行に伴い、機構の共同する事務に国税を追加するものでございます。

提案の１５から提案２２までの議案は、令和６年度笠間市一般会計補正予算（第３号）から、令和６年度笠間市下水道事業会計補正予算（第１号）までの８会計の予算について、それぞれ予算の補正を行うものでございます。

以上で、第３回定例会に上程予定の議案等の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○西山委員長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。

各議案等の提案に対する取扱いについて質疑等がありましたら挙手によりお願いいたします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 議案第５９号、思ったより何か大型予算になってしまったみたいなのですが、けれども、これどこまでやるのかな。あれを建ててもう３０年から３４年ぐらいたつのだけれども、通常、以前は使用期間が大体３５年から４０年ぐらいで建て替える方針だったので以前は、でも、長寿命計画の中で６０年ぐらい使ってもらいたいということで、それに合わせた設計なのかな。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

暫時休憩いたします。

午前１０時０９分休憩

午前１０時１０分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

なければ、このような中で了承いただきたいと思います。

次に、会期日程（案）について、事務局より説明をお願いします。

議会事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 それでは、タブレット資料０３、会期日程（案）を御覧いただきたいと思います。

前回の議会運営委員会や全員協議会でもお示ししたとおり、会期は８月３０日金曜日から９月２０日金曜日までの２２日間に変更はございません。

なお、一般質問通告の締切りは８月３０日午前中、議案質疑通告の締切りは同日午後５時まで、討論通告締切りは９月１８日午前中までとなります。

また、9月3日本会議終了後、議会運営委員会を開催し、一般質問の取扱いについて御協議をお願いいたします。

以上です。

○西山委員長 説明が終わりました。

会期日程については、先月の全員協議会で報告をし、了承を得ているところでありますが、改めてお諮りいたします。

会期日程（案）についてこのとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、ただいま決定いたしました会期日程（案）につきましては、第3回定例会初日に改めて委員会から報告をいたしますので、皆様よろしくをお願いいたします。

次に、④議案等の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 議案等の取扱いについて御説明をさせていただきます。

初日、04の資料になります。議事日程第1号を御覧ください。

日程第1、会議録署名議員の指名についてですが、今回は、議席番号19番大貫議員と20番小藺江議員が今定例会中の会議録署名議員となります。

日程第2、会期の決定について。

日程第3、諸般の報告については、先ほど総務部長より説明がありました法令等に基づく報告事項について5件の報告がございます。また、会議規則第167条第1項ただし書の規定に基づき議員派遣を行いました去る8月1日に実施をされました筑波山地域ジオパーク6市議会議員連盟協議会研修会について報告をいたします。こちらについては、資料の09を御覧いただきたいと思います。

続きまして、日程第4、請願・陳情については、この後取扱いについて御協議をいただきますが、所管の常任委員会へ付託いたします。

日程第5、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度笠間市一般会計補正予算（第2号））につきましては、提案理由の説明の後、即決をお願いをしたいと思います。なお、即決議案につきましては、別に掲載させていただいておりますタブレット資料05、即決議案一覧表を御覧いただきたいと思います。

続いて、日程第6、認定第1号から認定第5号については、一括議題として提案者の説明を受けます。

日程第7、諮問第4号及び諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては即決議案となります。

日程第 8、議案第 56 号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてから、日程第 13、議案第 68 号 令和 6 年度笠間市下水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 13 議案につきまして、提案者から説明を受けます。

初日の議事日程については以上でございます。

続きまして、2 日目、9 月 3 日の議事日程について御説明いたします。

資料は 06 になります。

議事日程第 2 号を御覧いただきたいと思います。

日程第 1、会議録署名議員の指名については、会期中、会議録署名議員に変更はございません。

日程第 2、認定第 1 号 令和 5 年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第 5 号 令和 5 年度笠間市下水道事業会計決算認定についてまでの 5 議案につきましては、決算特別委員会を設置しまして、別資料の議案付託区分表のとおり、決算特別委員会に付託いたします。

日程第 3、議案第 56 号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてから、議案第 68 号 令和 6 年度笠間市下水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 13 議案につきましては、議案質疑の後、07 の議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

説明は以上です。

○西山委員長 以上で説明が終わりました。

この件、それぞれの取扱いについて質疑等がありましたら挙手によりお願いいたします。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 質疑を終了いたします。

それではお諮りいたします。

議案等の取扱いについては、ただいまの説明のとおりと決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、⑤請願・陳情について、事務局より説明をお願いします。

事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 請願陳情について御説明をさせていただきます。

タブレット資料は 08-0、請願陳情文書表を御覧いただきたいと思います。今回、請願が 2 件、陳情が 3 件提出をされております。

初めに、請願でございます。

資料08－1、請願第6－1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願及び資料08－2、請願第6－2号の教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願については、請願の内容から教育福祉委員会に付託するものと思われます。

続いて、陳情でございます。

資料08－3、陳情第6－2号 未認識の犯罪「集団ストーカー・テクノロジー犯罪」の周知啓蒙と誤解による2次被害3次被害の根絶及び資料の08－4、陳情第6－3号 母（王乖彦オウカイゲン）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情、こちらにつきましては、郵送による提出になりますので、申合せ事項第145条の1に基づき、委員会へは付託せず、議長預かりとなるものと思われます。

続いて、資料の08－5、陳情第6－4号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情につきましては、直接持参された陳情でございますので、陳情の内容から総務企画委員会に付託するものと思われます。

なお、最後に、陳情第6－3号につきましては、資料08－6を御覧いただきたいと思うのですが、議員各個人に宛てました署名の協力依頼文書がついてきたというか、一緒に送られております。こちらの取扱いについて御協議をいただければと思っております。

説明は以上です。

○西山委員長 以上で、説明が終わりました。

この件についての取扱いについて質疑等ございましたら挙手によりお願いいたします。
暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時25分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、陳情第6－3号について、議長預かりはルールどおりということで、議会運営上それで行います。加えて、同封されておりました各議員への署名については、議長に報告をしたいと思います。内容につきましては、本会議の定例会初日に、皆さんの机の上に提示をして、議長の説明をもって皆さんの判断でということでお願いしたいということで、議会運営委員会のほうの意向を伝えたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 では、そのようにします。

そのほかなければ、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 質疑を終了いたします。

それではお諮りいたします。

請願・陳情については、ただいまの説明のとおり決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 御異議なしと認め、このように決しました。

執行部でほかに案件、報告事項がなければ、ここで退席願いたいと思いますが、最初に議案の説明のところで、現時点でという言い方を部長がしたのですが、何か含みがあるのですか。もしあれとすれば、運営上、委員の皆さんに。

総務部長後藤弘樹君。

○後藤総務部長 現時点で予定されているものはございませんが、損害賠償の専決処分が議会前、ここから1週間内、開会までにまとまるようなことがあった場合には、こちらで次の議会の報告となりますので、ここで報告ではないのですが、当日、報告のほうに入る可能性があるということで、現時点ということをいつも入れさせていただいております。

○西山委員長 分かりました。

それ、よろしいですね。

執行部でなければ、退席願いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時28分再開

○西山委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

○西山委員長 次に、（２）議会基本条例制定に伴う各会派からの意見の検討については、順次検討を進めております。この点、過日の視察等を踏まえて、議会基本条例制定に伴う各会派からの意見のうち、⑥議会報告会等について、⑦政策立案・提言について、今後の当市議会としての進め方について、皆様からの御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 皆さんで視察に行ったときに、通年議会がどういうものかというところと、それは、政策のサイクルというか、そういうことで回しているの、通年議会をしていて、あと、予算決算委員会もそれに準じてやっているということで、そのところは、議会の運営上はできなくはないと。これからどうなるか分かりませんが、定数のほうでも審議をしているのですが、委員会との関連もあるのでそれをやっていますが、その部分については、私は議会運営委員会で議論したほうがいいのかと思うので、その点について、

皆さんから、何か、この前の視察に行つて意見があればお願いしたいなと思っています。
私はそれはやるべきだなと思っています。

以上です。

○西山委員長 御意見ありましたら。皆さんの御意見、今の内桶委員の。

田村委員、どうぞ。

○田村幸子委員 先日特別委員会のほうで、皆様から御意見が出た多くに、この予算と決算の特別委員会を常任委員会化したらどうかというお話が出ておりました。私が委員長をさせていただいているほうの特別委員会で議論をするべきという方もいらっしゃいましたが、でもやはり議会運営委員会のほうでしっかりと議論した上で、特別委員会との連携として議論していただくほうがいいのではないかと、今、内桶委員がおっしゃったような話もありましたので、私もぜひ議会運営委員会のほうで検討していただけたらありがたいなと思います。

○西山委員長 そのほかありませんか。

石松委員。

○石松俊雄委員 二つあるのですが、一つは、予算決算特別委員会の常任委員会化というのは、そんなに難しいことではないので、できれば早いうちに決めるほうがいいというふうには思うのです。せっかく特別委員会をつくったのが、私は早くそれを議論して、特別委員会は全員参加なので、そこで簡単に決められるという言い方は適切ではないかもしれないのですが、比較的容易に決められるので、次の予算からできるぐらいのスピードで私は議論していただきたいなというふうに、それについてはそう思います。

それから、二つ目の事柄についてなのですが、これは、議会として政策提言するシステムをどうつくるかという問題だと思うのです。会津若松に行つて、総合計画に基づいて政策のサイクル化というのはあったのですが、総合計画の位置づけの問題もあるので、そこまでやるのはちょっと厳しいかなと正直に私は思うのです。ただ、会派からの意見の中でも出されていますけれども、私も何回も言っていますけれども、常任委員会の中でテーマを一つか、2年のサイクルにするのか、1年のサイクルにするのかとあるのですが、テーマを決めて、そしてそのテーマで政策提言ができるかどうかということを1年間かけて各常任委員会で議論をして、政策提言の中身とか、そこで議論がまとまれば提言になるでしょうし、ならない場合もあると思うのですが、そういうことができるシステムというか、制度化を私はやっぱりやるべきではないかなと思うのです。ただ、これはさっき言った予算決算の常任委員会化よりも、もうちょっと情報を仕入れていけないかなと思うのです。会津若松よりももうちょっと簡略化したそういうシステムを持っている議会もありますから、そういうところのことも参考にしながら、それはそれとして議会運営委員会の中で、視察研修に行った成果も踏まえて、そこはやっぱり議会運営委員会で議論したほうがいいのではないかなというふうに私は思います。

○西山委員長 石井委員、どうぞ。

○石井 栄委員 ④の委員会の再編についてと特別委員会設置に関する、今、話があるわけなのですが、私は、常任委員会化というのも一つの方法かとは思いますが、三つの常任委員会に全部入っていれば会派としてその議論に参加できますが、これは、一つの予算特別委員会を当初は9名から12名に増やすという提案なのですが、前々から言っていたのは、議員全員で一つの委員会として、特に予算については説明、議論をするようなシステムのほうが望ましいのかなと。そういうものが、県内の市議会では多くそういう方法も取り入れられているということもありますので、議会運営委員会で少しこの辺についてはもんで、深めていったほうがいいかなというのが一つです。

それから、政策決定についての会津若松市、大変苦勞をされて、委員長が長年かけてつくり上げてきたということで、すごく使命感を持って取り組んできたことについては、学ぶべきことが多いとは思いますが、そのやり方については、相当考えていったほうがいいのではないかなということを説明から感じましたので、やはりその辺についても、議会運営委員会で少しもんだ上で、提案みたいな形に持っていけるといいのかなという、そういう感想です。

以上です。

○西山委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 先日会派で視察した先のことなのですが、基本条例を任期4年の間に必ず見直すという、見直すというと何かを改定するというイメージが強いのですが、要するに全部チェックするというようなことをされている議会があつて、改定の必要があれば改定するし、状況に合っているようになっていれば、それはオーケーという、チェックするというようなことを基本条例に明文化しているという議会もあるという話なのです。そういうことをすれば、今回のようなことの常任委員会をどうするのだというのも、これ現状に合っていますか、合っていませんかということを必ずチェックする。どうチェックするかというのはその後であつて、現状と合っているか合っていないかというようなことをされているという議会もあるというふうに聞いたのです。それは全部ホームページに載せられているのですが、そういう中で、今の結局予算決算特別委員会の常任委員会化も、時代というか法令が変わったところで、もうこれってどうなのよということをもう1回チェックすれば、次のステップに行くかもしれないという意味も含めて、全体の流れとして、そういうチェックするということをもう常態化させる。ただ、改正するかどうかはそれは別の話であつて、チェックするということもあってもいいのかなというのをそこで伺ったときに思いました。

あと、今の予算決算の特別委員会と現在ある常任委員会とのすみ分けというか関係性はどうか議論するか、これは、また、さっき言ったように同じように次の話であつて、やっぱり特別委員会の常任委員会化したほうが、それはいろいろな世の中の流れというのは必要

だからそうなっているのだろうというふうに思いますので、しっかりと勉強した上で、そこを議論、それが議会運営委員会のほうが早いのか、全員でやるなら特別委員会、二つありますから一つのほうでやるのかということもありますけれども、とにかくそれは早いうちにやっていただければというのが私の基本的な考えです。

以上です。

○西山委員長　ありがとうございました。

ほかにありませんか。

それでは、具体的にどのようにしましょう。

内桶委員。

○内桶克之委員　先ほどから意見が出た中で、まず予算決算委員会の話が出ていると思うのです。それは全員でやるか、それとも今までどおり何人かということもあるのですが、会津若松みたいに常任委員会化して全員となれば、この方向性が出れば特別委員会に持って行って、もう一度、こういう方向性が出たので特別委員会ということでやっても私はいいと思うのだけれども、そんなには石松委員が言うように難しくはないことなので、議会運営委員会の方向性だけ出れば、それで大丈夫なのかなと思います。

ただ、私が先ほど言った通年議会との関係は、また通年議会をなぜやるのかというところの議論が必要なので、それは議会運営委員会のほうで議論していったほうがいいのかと思います。

以上です。

○西山委員長　それでは、先ほど田村委員が委員長を務めております特別委員会あります。その中で出ていることなのですが、その方向性、大きな方向性ということで議会運営委員会の中で定めたらいかかというような御意見なのです、提案なのです。これについて、もし皆さんの意見がそこで一致すれば、そのように今度特別委員会に返せるかなと、返せるというか提言ということで、本日の委員会の中でこういう意見が出たのだということで取りまとめましたよということができるかと思うのですが、いかがでしょうか、その内容で、そんな感じで。

特に異論がなければ、もし異論がなければ、そのように先ほどのお話のとおり、そんなに難しいことではないので、取りあえず特別委員会の中で方向をつけてもらう、決定をしようかな。

田村委員、どうぞ。

○田村幸子委員　ということは、決算と予算の特別委員会に関しての形態というものの、全部こちらの定数の特別委員会で皆さんで協議するということですか。私の考えですが、そういう形態を例えば全員で、共産党の石井委員がおっしゃったように、全員対象でやったほうがいいのか、あるいは、今、三つある常任委員会に振り分けて、各委員会ごとに論議したほうがいいのかとか、あとは別に予算決算の特別委員会を常任委

員会化して持った方がいいのかという考え方がたくさん選択できるのかなと思ひまして、
そここのところでは。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午前 10 時 42 分休憩

午前 10 時 44 分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、幸ひ特別委員会の委員長の田村委員が委員としておりますので、当委員会から特別委員会のほうに委員会の方向性ということで、ちょっと踏み込んだ意見を提言したいということで皆さんの御意見をいただきました。その中で、石松委員が先ほど意見としても出しました。このことを特別委員会のほうに提言みたいなことで、助言というか、ということで出してもよろしいですか。どうでしょうか、委員会として。

石井委員、どうぞ。

○石井 栄委員 先ほど石松委員が発言されたように、全員参加型の具体的な形態については、いろいろな意見がまた出てくると思うので、そこで議論をするということで私はいいと思います。

○西山委員長 よろしいですか。どうでしょう。そこでまたいろいろな意見にはなるのでしょうけれども。

内桶委員。

○内桶克之委員 予算決算の常任委員会化とって、議論の場は全員でやるか、先ほど言ったように会津若松のように分科会化するかという、その二つしかないと思うのです。笠間市議会としてはどうするのだといったときに、議論の深さからいうと、そのやり方といえはいろいろありますけれども、全員参加のほうは皆さんが意見も言えるし、予算決算に全員参加する意義というのはあると思うので、それはそれで私はいいと思うのですけれども。それは特別委員会に振るのであれば、その点だけもう一度振っていただいて、議会運営委員会の意見としてのことをつけていけばいいのかなと思います。

以上です。

○西山委員長 それでは、もし異論がなければ、意見書程度のもので出したいと思ひます。

よろしいですか、石松委員。いいですか、その内容で。よろしいですね。（「暫時休憩中」と呼ぶ者あり）いや、開催中では。休憩は解きました。

では、暫時休憩いたします。

午前 10 時 48 分休憩

午前 10 時 56 分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、元に戻ります。特別委員会に、まず当委員会の意見ということでそれを出します、これが一つ。

それから、各委員からいろいろな貴重な意見をいただきましたので、それはちょっと整理をします。整理をして、次の議会運営委員会の中で、本会議始まって2日目のときに、さらにその部分については議論をして具体的にしたいと思います。

そんな感じでよろしいですか、本日のところ。どうでしょう。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 では、そのようにします。この件については、そのようにしますので、よろしいですね。

○西山委員長 次に、（3）ハラスメント防止条例について事務局より説明をお願いします。

事務局次長補佐鶴田貴子君。

○鶴田議会事務局次長補佐 前回の議運で触れておりましたハラスメント防止条例について、議会だけの条例なのかとか、市全体の条例なのかなどについて、資料を収集いたしました。

タブレット資料のハラスメント防止条例を御覧ください。

まず、インターネットで確認できる地方自治研究機構がまとめたデータによりますと、令和6年8月13日現在で、職員や議員のハラスメント防止に関して単独で条例を制定している自治体が全国では61条例が確認できました。その資料はないのですが、その中で近隣自治体の条例について抜粋した資料を01、近隣自治体の条例にまとめたので、お開きください。

茨城県内では、結城市、阿見町、水戸市が令和5年度に条例を制定しております。まず結城市の条例は、職員、市長など及び議員のハラスメントを防止する条例となっており、併せて施行規則も定めているようです。阿見町の条例は、議員による議員及び議員間のハラスメントを防止する条例となっております。水戸市の条例は、議員によるハラスメントを防止し根絶することを目的とする条例となっております。さらに水戸市について、ガイドラインなどの作成について確認したところ、水戸市では、ハラスメントの相談や申立てがあった際の事務取扱要領を作成しているとのことでした。この三つの自治体の条例については、それぞれ資料を併せてアップしてありますので、御確認ください。

それと、笠間市の職員のハラスメント防止等に関する指針について、令和6年3月に作成しております資料も4-1で資料をアップしてございますので、御確認願います。

以上です。

○西山委員長 説明が終わりました。

御意見いただきましょうか。

要するに、笠間市議会ということで、今後の。これはもう進めていくべき。

石松委員。

○石松俊雄委員 私は、条例にいきなり行くよりも、ガイドラインを早く定めていただきたいと思うのです。ハラスメントは、この前、大貫委員もちょっと言われていたのですが、けれども、やった側の問題よりも受けた側の問題があるということだから、そういうハラスメントの定義をきちっとしなければいけないということと、そうであるならば、受けた側の意見を尊重するということが二つ目の課題になるのでしょうか、三つ目は、早く処分が、職員のほうにも出ていますけれども、早く対応するということが大体基本的な柱になると思うのですが、そのガイドラインを議論する中で、例えば、セクシャルハラスメントとか、マタハラとか、いろいろなハラスメントがありますよね。そういう定義、ハラスメント、どういうハラスメントがあるのかという議論を議会運営委員会だけではなくて、ガイドラインをつくる過程で、みんなでやっぱりきちんと議論したほうがいいのです。その議論を早くしないと、これはいつまでたっても追いつかないというか、ハラスメント防止にならないし、その上で、ガイドラインをつくった上で、職員ガイドラインはもうできているから、職員のガイドラインと照らし合わせて条例化ができるのであれば1本の条例でもいいですし、一本化ができそうになれば議会だけで条例をつくるという、いろいろなそういう段取りで進めていったらいいのではないかなと思います。

○西山委員長 意見が出ました。となると、この件について、また、皆さんとの間で全議員の間での協議をするのに今度協議する題材、材料が必要だと思うので、何か案を出すかということですかね。そんな感じで。

内桶委員。

○内桶克之委員 まずガイドラインがないと、条例の適正な条例というところも、議員の条例にするのか、職員条例にするのかということもあるのですが、できないと思うので、ガイドライン作成というのがいいのかなと思います。

それと、問題は、起きたときの相談体制なのです。だから、今、窓口として人事課がやっていますが、それがいいのかどうかというのもあるのですよね。ですから、相談の窓口のところがどうなるのかということが一番のやっていく課題なのかなと思うので、その点についても調査をしながら進めればいいのかかなと思うので、ガイドラインに沿った相談体制なんかも含めて、そのガイドラインをつくれればいいのかかなと思います。

○西山委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 22名の議員に分かりやすい実例をきちんと出してやっていかないと、人によっては、何がパワハラになって、何がパワハラにならないの、理解するのが私はちょっと難しいと思います。だから、実例に、今まで制定している自治体があるわけだから実例に基づいて、やるのならば今の時代だから早急にでしょう。

○西山委員長 先進事例の中でガイドラインのところを抜粋してみて、ちょっと議論しましょうか、では。それを、その場所……。

副委員長。

○益子康子委員　ごめんなさい、話の途中で。まずガイドラインは大切だと思います。でも、それをつくった上で、ハラスメント防止条例をつくっている結城市にしても、阿見町にしても、水戸にしても、誰が誰に対してのハラスメントを防止するのか。職員間というまちもあるし、あと議員が職員に対するというものもあるし、あと市長ほかというのは教育長と副市長が職員に対してというものもありますので、まず大まかにそこをはっきりさせて、つくっていくべきだとは思いますが。

以上です。

○西山委員長　田村委員、どうぞ。

○田村幸子委員　今、ガイドラインの話が出ましたけれども、もちろんガイドラインをつくるのも大事だと思うのですが、やっぱり条例化というか、まずは目的とか、何のためにつくるのかというそのところから行かないと、やはりガイドライン化するのにも難しいかな。今、益子委員が言ったように、どういう関係のハラスメントになるかというのは、議員間だってあると思うのです。だから、そういうものの目的を明確にしながらやっていかないといけないという部分を考えると、やっぱり条例化とガイドラインは一緒にしていかないと難しいのではないかなと私は思います。一緒にやっていったほうがよろしいのではないかと考えているのですけれども。

○西山委員長　石松委員。

○石松俊雄委員　条例というのは、基本的なことしか書いていないのです。ハラスメントが起こったときにどう対応するのかということが、まず、今、緊急にやっぱり私は必要だと思うのです。それは、昨日、うちのほうも懲戒処分も出ていたのですけれども、執行部側もそういう対応をしているけれども、議会はやっぱり一歩遅れているなというふうに思うので、やっぱり早くそういう対応体制をつくるべきではないかというが、まず基本なのです。そのためには、ガイドラインでも十分対応できると思うのです。ガイドラインは、さっき言ったようにハラスメントの定義、それはやった側ではなくて受けた側の問題なのですよという、そういう定義をきちっとするというのが一つのセクターになると思うのです。

それと、二つ目のセクターは、ハラスメントの種類です。セクハラ、マタハラ、パワハラ、いろいろなハラスメントがあるのですけれども、それをきちんと定義するというのが二つ目のセクターになると思うのです。

そして、三つ目は、ハラスメント、さっき委員長が言ったのですけれども、議会の場合は、議会が職員に対するハラスメントが起こった場合どうするのか。それから、議員同士の場合どうするのか。それから、職員同士の場合であっても議会は関与しなければいけない問題が起こった場合どうするのかという、そういうことをまとめるのが三つのセクターになると思うのです。

四つ目が、先ほど内桶委員が言ったように、どういうふうに対応するのかということですが、それは、執行部ではなくて議会としての対応窓口というものをつくらなければならないと思うのですが、そういう四つのことを含めた、四つのセクターになったガイドラインの基本、骨組み、骨子みたいなものをつくってもらって、ここの議会運営委員会の中でつくって、それを全員協議会に提案をして、全員の議員の意見をもらって、ガイドラインに仕上げていったらいいと思うのです。それが仕上がったら、今度は笠間市の職員のガイドラインと照合する必要があると思うのです。それは議会独自のものができてからでいいと思うのです。できてから、笠間市の職員のガイドラインと照合をして、条例化を1本でできるのか、それとも議会と職員と別々にやったほうがいいのかという判断をそこでしたらいいと思うのです。とにかく今やらなければならないのは、ガイドラインの議論を通して、やっぱりパワハラの中身について共有が議員22人が共有化していくという作業を一日も早く、私はまずやるべきではないかというふうに思います。

○大貫千尋委員 早くやらないと笑われるよ。

○西山委員長 それでは、今のような議論が必要なのですが、もちろん、たたき台のガイドラインだとか、そういうものもつくりますが、資料として先進事例として持ち込んで、これはやはり全員が関わることなので全員の協議が必要だと思います。考えられるのは、やはり全員協議会等の開催時とか、あとは特別委員会どちらも全員参加ですから、そういうことの終了後とかというタイミングが一番いいかと思うのですね。そこでやるべきだということを本日議会運営委員会の中で結論に達したということによろしいですか、そこまで。

大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 先進事例もできてしまっているし、職員のほうも進んでいるから、いつまでにつくるのか、条例化までいつまでにやるのか逆算してやらないと、ずるずる行ってしまうよ。世間の目もあるから、いつまでに議会だけの条例にするのか、両方一緒にするのかとか、別にするのか、すり合わせをして、いつまでにつくるという目標を設定しないと、ずるずる行ってしまう。

○西山委員長 とにかく全員参加型の議論の中で進めます。進めるべきだ。その中で、少なくとも期限はどのぐらいまでをめどとしてというものまで出しますか。議会運営委員会の中から。

○西山委員長 どうでしょう、期限もセットで。セットで意見出しますか。

石松委員。

○石松俊雄委員 12月までガイドラインができるようにやればいいのかではないですか。12月にガイドラインができたなら、年明け早々に職員のガイドラインとの照合をやって、年度末には条例化をすとかしないとか、それぐらいの日程でいいのではないですか。

○西山委員長 それでは、まず二つ、全議員が関係する案件なので全議員と議論する場でガイドライン等を決定するまでの動きをする、これが一つ。

期限として、年末をめどとして年度末までには条例化まで持ち込みたいと、その間には、市職員のほうのデータ等のすり合わせも必要であるということを酌み入れての意見を出したいということによろしいですか。それを次の全員協議会にも出してしまいます。よろしいですか、委員会の。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 そのほかありますか。ありませんか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 田村委員が委員長で定数削減の問題があるのですが、これも期限を切って、では、笠間市議会として22名のままで行くのか。全国平均を取った中で20.2人という数字が出ているのだけれども、20名にするのかを少なくとも改選1年前までにははっきりしてほしいのですよね。

〔発言する者あり〕

○大貫千尋委員 では、いいです。

○西山委員長 そのほかありませんか。

石松委員。

○石松俊雄委員 ホームページへの議員の事務所の掲載の件なのですが、実は私の知り合いの議員が、東京都の議会議員なのですが、ホームページに載っている住所を使われて、携帯、スマホをのっとられたという経過もあったりして、それで、いろいろな議会で、今、よその議会でも議論になっているのですが、例えば、私の住所でいえば、旭町と番地が入っているではないですか。旭町までで止めようというふうに、そういうふうに表示が変わっているのです。個人情報の問題もあるので、1回出しておいて今さらというのもあるのですが、ホームページの委員の住所の表示については、事務所はまた別ですが、住所の表示については番地の表示をなくしていただきたいのですけれども、そういうのは駄目ですか。

○西山委員長 田村委員。

○田村幸子委員 それは住所だけではなくて、最近メールも同じです。私の議会のメールにも、どれだけ芸能人の名前でどれだけのメールが入ってきているか、何十件です。どこからどう漏れているのか分からないぐらい、これってちょっと難しいなと思うのです。やっぱりうちの政党としては、議員になった以上は、ちゃんと個人情報になってしまいますけれども住所の公開というのは当然やっているので、でもその悪用に関しては、どこまでどう阻止できるかというのは、こういう時代の中で私もすごい疑問に思っているところなのですけれども、それはよく議論していただけたらと思います。

○西山委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 いろいろな議会でも、やっぱりその問題があつて、住所は地区名までという議会が増えているのです。私の会派でもそういう意見が出ていて、やっぱり住所を細かく載せるのはどうなのかなというのが前から出ていて、そこを訂正していくのがいいのかなと思うので、ただ、個人の議員活動で自分のホームページで出すのは自分の勝手なので、それはそれでいいと思うのですけれども、やっぱり住所の活用とかは地区名にして、先ほど田村委員が言っていた連絡先としてのホームページは、ある程度しようなないのかなと思うのです。それは自分で判断するものだと思うのですけれども、ある程度そこはしようなないかなと。私もフェイスブックをのっとられたので1回、他人にメールもやられているので、いろいろやられる時代が来ているので注意しなければならないのですけれども、やっぱり住所は地区名だけでいいと思います。

○大貫千尋委員 携帯番号は。

○西山委員長 どうでしょうか。

内桶委員。

○内桶克之委員 それについては、携帯を載せていない人がいますから、自分の自宅だけ載せている人もいますので。ただ、連絡つかなくなってしまうのですよね、議員への。

○大貫千尋委員 そうすると、事務局が大変かもしれないけれども……。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時19分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの個人情報の件、大字の部分で止めるべきではないかという意見が出ましたが、それぞれの考え方もあるでしょうし、議員活動に支障のある人もいるでしょうし、逆の支障の方もいるでしょうから、この件についてどうしますか。議会運営委員会でもんでいきますか。議論していきましょうか。

〔発言する者あり〕

○西山委員長 大貫委員が言うように、希望者というのが一番何も問題なく、削ってほしいという理由がちゃんと明確であれば、削除してほしいというのが明確であれば、それはそれで。

〔発言する者あり〕

○西山委員長 内桶委員、どうぞ。

○内桶克之委員 さっき言ったように、そこは削ってしまっても私はいいと思うので全員が、それは大貫委員、嫌なのですか。

○大貫千尋委員 いいよ。

○内桶克之委員 その中で、どうしてもという人がいれば、じゃあ、希望という形になると思うのですけれども。

○大貫千尋委員 それ以外の人でいるかもしれない。だから、議会運営委員会ではそういうふうな方向性にしたいのですがどうですかというお話はしなくてはならない。

○西山委員長 田村委員。

○田村幸子委員 やっぱり議会運営委員会で決めることも大事だと思いますが、この件は全員に関わることなので、やはり全員に確認をした上で、一律にしたほうがいいか、希望者だけは載せるかというのは決めたほうがよろしいのかと思います。

○西山委員長 そうしたら、議長の問いかけ程度にまず皆さんに振ってもらいましょうか、議会運営委員会で出たのだけれどもということで。その程度でよろしいですか。ここで何か。

すみません、では、私の意見を言いますから。実は、年に五、六通、大変な情報が郵送されるのです、私の自宅。なので、今、足並みをそろえてということになると、私は公の立場、公私という言い方をしますと、公の立場を持っているので、当然、打たれることもあるのでしょうけれども、そういう活動に必要な情報を得ることもあるので、住所、連絡先、私の場合は事務所を持っているので、どちらも公にしております。これは、議員をやっている以上は、そうすべきであると。格好いい言い方すれば、24時間365日、市議会議員だという思いを見せているつもりなのですが、そうすると、この情報としてなかなか、（「希望者」と呼ぶ者あり）、ですから、今、希望者という話だったのですが、そうでなくて足並みをそろえましょうみたいなことだったので、それも含めて、だからといって私は皆さんと足並みそろえないつもりではないのですが、議長からちょっと諮ってもらって、どんな感じなのかなという皆さんの意見をとりましたので。ただ、皆さん関わることなので、議長に振って、議長にお願いをして議長から伺いを立ててもらおうというのがいいかなと思って、今。

そういうふうに扱っていいですか。議長にちょっと相談します。議長のほうから、皆さんにお伺いを立ててもらう、全議員にということで。よろしくお願いします。

なければ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 以上で、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

なお、次回の議会運営委員会は、9月3日火曜日、本会議終了後に開催予定となっておりますので、御承知おきを願います。

長時間にわたり大変御苦労さまでした。

午前11時25分閉会